

最新判決情報

2018 年
〔6 月分〕

○ガジラ事件

知財高裁 H30.6.12 H29(行ケ)10214 審決取消請求事件(高部眞規子裁判長)

第 7 類「鉱山機械器具、土木機械器具、荷役機械器具」他を指定商品とする登録商標「GUZZILLA」(右図)に対して、映画「シン・ゴジラ」で知られる東宝(株)が引用商標「GODZILLA」を理由として請求した無効審判が成り立たないとされたため、当該審決の取消が求められた事案である。

争点は商標法第 4 条 1 項 15 号、同 19 号、同 7 号の該当性であるが、審決は、本件商標の称呼「ガジラ」と引用商標の称呼「ゴジラ」とは非類似であり、また外観、観念においても非類似であるとの理由により、15 号等の該当性を否定した。

しかし判決は、両商標間には出所混同のおそれがあるとして、商標法 4 条 1 項 15 号該当性を認め審決を取り消した。

まず外観について、両商標は語頭の「G」と語尾 5 文字の「ZILLA」が共通し、2 文字目が「U」と「O」とで異なる点、本件商標では「U」の文字がこれに続く「Z」の文字と上部が接しているため、見誤るおそれがあり、外観において相紛らわしい点を含むと、やや曖昧な認定をした。

称呼については、さらに面白い着眼をしている。すなわち、本件商標はローマ字読みをすれば「グジラ」であるが、「GUM」のような英語では「GU」は「ガ」と発音されるので、「ガジラ」とも称呼され、さらに語頭音は「グ」と「ガ」の中間音としても称呼されると、何故か面白い認定をしている。

同様に、引用商標についても、「ゴジラ」の称呼のほか、「GO」は英語の発音において「ゴ」と「ガ」の中間音としても称呼され、現に映画「シン・ゴジラ」でも「ゴ」と「ガ」の中間音として称呼されていたと事実認定している。

その結果、両者の中間音はいずれも子音を共通にし、母音も近似するので、称呼において相紛らわしいといふべきであると、珍しい称呼類似判断をしている。果たして、中間音という曖昧な称呼が類否判断の基準として妥当するものかどうか、本来であれば大半の日本人が普通かつ自然に発する音を称呼類否判断の基準とするべきところであろう。現に、「ゴジラ」をいちいち「グァジラ」のように発音する人がどれだけいるというのだろうか。

なお、観念については比較すべき点がないので、両商標の類似性について判決は、称呼において相紛らわしく、外観においても相紛らわしい点を含むという、これも曖昧な結論となっている。

なお引用商標は著名であり、語頭が「G」ではじまり、語尾が「ZILLA」で終わる登録商標は引用商標の他に見当たらないので、独創性の程度も高いと認定している。

次に問題の商品の関連性であるが、第 7 類「鉱山機械器具、土木機械器具、荷役機械器具」他を指定商品とする本件商標「GUZZILLA」と映画の「ゴジラ」とではまったく関連性が見えないようであるが、判決は、原告の主張を採用し、本件商標の指定商品中から、一般消費者向けの商品に着目したのである。

すなわち、一般消費者向けの商品としては、油圧式ジャッキ、電動ジャッキ、チェンブロック、ウインチ、刈払機、電動式高枝ハサミ、ヘッジトリマ、草刈機等の商品であり、これらの商品はホームセンターやオンラインショップ、テレビショッピングにおいて比較的安価で販売されているので、原告の業務である映画の制作・配給、キャラクター商品の制作・販売・ライセンスなどと、性質、用途又は目的において一定の関連性を有していると、やや強引に認定した。

なぜ「強引に」と感ずるかということ、被告はコンクリート等を圧搾する建設機械用アタッチメントに本件商標を使用して居り、判決が指摘するような一般向けの商品は扱っていないように見受けられるからである。

つまり、無効理由は被告の取り扱う専門的・職業的分野の商品にはなく、指定商品中の一部である一般向け商品についてだけ、無効理由があることになるが、審決が取り消された審判部としては、本件商標を全部無効とするのか、あるいは一般消費者向け商品についてのみ一部無効とするのであろうか。

これほど知財高裁が強引とも思えるまで被告に対する心証が悪かったことには理由があったようである。それは、本件商標の出願日以降のことであったが、原告が使用していた「SUPER GODZILLA」や「SPACE GODZILLA」と紛らわしい「SUPER GUZZILLA」や「SPACE GUZZILA」を被告が使用し、本件商標をタオル、腕時計、手袋、帽子、T シャツ等に付して広く無料配布及び販売したこと、加えて「ガリガリ君」や「STUDIO GABULLI」など他人の著名商標やそのパロディ商標を出願していたことなどから、被告にフリーライドやダイリジョンを招きかねない行為があったと認定されたことが挙げられる。

今回の知財高裁の判決は、パロディ商標は許さないという立場のものといえ、共感できる。

○ バンビーナ事件

知財高裁 H30.6.13 H30(行ケ)10015 審決取消請求事件(森義之裁判長)

第 24 類「ふきん」ほかを指定商品とする本件登録商標「Bambina」(右図)に対する不使用取消審判が不成立とされたため、当該審決の取消が求められたが、請求棄却とされた事案である。



判示事項として注目すべき点は、本件登録商標がやや特殊なフォントの文字商標であるところ、普通書体から成る使用商標「Bambina」との同一性を認めた点が挙げられる。

○ ありがとう事件

知財高裁 H30.6.21 H30(行ケ)10001, 同 10002 審決取消請求事件(鶴岡稔彦裁判長)

第 35 類を指定役務とする 2 件の本願商標「ありがとう」(標準文字)が、「ありがとう」の文字を含む右図形商標を理由に拒絶されたため、当該審決の取消が求められた事案である。

争点は、各引用商標中の「ありがとう」の文字部分が、独立した識別標識として機能する要部と見られるか否かであるが、結論として判決は「ありがとう」が要部になるとして審決を支持している。

まず右上段の招き猫図形について判決は、「ありがとう」の文字は図形の中央下部に、商標の横幅いっぱいの大きさがある白色無地の扇形の中というひととき目立つ場所に、読み取りやすい書体で明瞭に記載されているから、外観上、招き猫図形部分とは明瞭に区別できる上、観念的にも図形部分と「ありがとう」とが関連性があるとはいえず、指定役務との関係でも役務の質等を表すものともいえないので、「ありがとう」の文字部分は独立して出所識別機能を有する要部であると認定している。

この点の判断について若干の異を唱えれば、そもそも招き猫は、商売繁盛の縁起物として客商売の店に置かれるものであり、そのような招き猫が「ありがとう」と言っているとすると、「来店ありがとう」あるいは「来客ありがとう」と言っていることは明白であり、引用商標においても、外観上はともかくも、意味的に無関係であるは言い過ぎであろう。

次に新幹線図形の「ありがとう」の語について判決は、楕円の図形部分から完全に離れて記載されているという外観上の理由から、「東海道新幹線が開業 50 周年を迎えたことに対し感謝の意を表する」という商標本来の意味を理解しながらも、「ありがとう」の文字と図形部分とを常に一体として把握しなければならないほどに観念的に強固にむすびついたものであるとまでいい難い、として「ありがとう」の文字部分が独立して出所表示機能を有する要部であると判断している。



しかし新幹線図形においても、「ありがとう」の語は、50年間の利用実績に対して顧客に感謝していることは明らかであり、図形部分を見捨てて抽象的な感謝の意味と捉えることは、一般人の感覚からは離れたものとなる。

このように引用商標における「ありがとう」の語は意味のある語であり、これを意味のない抽象的な感謝の意と認定することは現実離れたものとなるが、他方、本願商標「ありがとう」は抽象的な感謝の意に留まり、何に対して感謝しているのかが不明となっているが、標準文字で表されている以上、引用商標が表象する感謝の意味を含んだ概念となるので、結果として類似商標と判断されても致し方ないところであろう。

○ KCP事件

東京地裁 H30.6.28 H29(ワ)12058 商標権侵害行為差止め等請求事件(柴田義明裁判長)

「コンクリートポンプ車」のメーカーである韓国法人 KCP 社の日本国内販売代理店であった原告 GSFKCP 株式会社(正しくはジー・エス・エフ・ケー・シー・ピー株式会社)が、韓国法人 KCP 社が日本進出を開始するとの情報を得て、急遽出願登録した商標「KCP」を基に、KCP 社の国内販売代理店に対して、商標権侵害を理由に「KCP」商標の使用差止めと損害賠償を求めた事案である。(なお原告法人名「GSFKCP 株式会社」は原告の当初の会社名「GSF Inc.」と韓国法人の「KCP」と結合した名称である。)

しかし判決は、韓国法人の商標「KCP」が「外国における需要者の間に広く認識されている商標」に当たり、原告商標はこれと同一であり、不正の目的をもって使用するものであると認定し、原告商標は商標法 4 条 1 項 19 号に該当し無効とされるべきであるので、原告は被告らに対して権利を行使することができない(商標法 39 条、特許法 104 条の 3)として原告の請求を棄却した。

まず韓国国内における「KCP」商標の周知性について判決は、同社のコンクリートポンプ車の販売台数が平成 27 年には 206 台、売上が 66 億 9290 万円、市場占有率が 37%で韓国国内 1 位であったことなどから、周知性を認めている。

「不正の目的」については、上述のように、原告代表者が KCP 社の従業員から同社の日本進出のうわさを聞き、また取引先からすでに営業活動が行われていることを告げられ、直ちに本件商標の出願を行なったこと、KCP 社に対しては本件商標を無償で譲渡することはできないと述べたこと、KCP 社の製品が商標権侵害となることを警告するパンフレットを配布したことなどから、KCP 商標が商標登録されていないことを奇禍として、KCP 社の日本国内参入を阻止・困難にするとともに、同社に対して本件商標を買い取らせ、あるいは販売代理店契約を強制するなどの不正の目的のために、本件商標を使用するものであると認定した。

当然の結論であろうが、被告側の抗弁理由としては、真正商品の並行輸入との抗弁の可能性もあるし、また原告商標登録に対して商標法 52 条の 2 の代理人等による不正登録に基づく取消審判の可能性もあるであろう。なお本件において被告は商標法 4 条 1 項 7 号、10 号、15 号も主張したが、判決は第 19 号のみを採用した。

なお韓国 KCP 社は、本件商標登録に対して異議を申し立てたが、異議は認められず、現在無効審判が係属している。異議決定では、韓国「KCP」商標の周知性は認められたものの、不正の目的の立証が充分でなかったとして、19 号、7 号の該当性が否定されている。

しかし、今回の判決によって「不正の目的」が認定され、無効審判が下される可能性が高くなったことになる。